

## 国立大学法人佐賀大学の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当大学が定める役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、「役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、学長が国立大学法人佐賀大学経営協議会に諮った上で、その額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。」としている。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 { 改定なし }

理事 { 改定なし }

理事(非常勤) { 改定なし }

監事 { 改定なし }

監事(非常勤) { 改定なし }

#### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,892	千円 12,792	千円 5,100	千円 ( )			
A理事	千円 14,149	千円 10,116	千円 4,033	千円 ( )			
B理事	千円 14,173	千円 10,116	千円 4,033	千円 24 (通勤手当)			
C理事	千円 14,198	千円 10,116	千円 4,033	千円 49 (通勤手当)			
D理事	千円 11,724	千円 7,848	千円 3,284	千円 470 (広域異動手当) 122 (通勤手当)			◇

E理事 (非常勤)	千円 990	千円 990	千円 ( )	千円 ( )			
F理事 (非常勤)	千円 2,208	千円 2,130	千円 ( )	千円 78 (通勤手当)			
A監事	千円 11,061	千円 8,736	千円 2,301	千円 24 (通勤手当)	4月1日		*
B監事 (非常勤)	千円 1,650	千円 1,650	千円 ( )	千円 ( )	4月1日		

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

### 3 役員退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
理事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

当法人の教育、研究及び地域・国際貢献活動等の目的に沿った総合的な人員計画並びに中期目標、中期計画に掲げる総人件費改革の実行計画を基に、当法人において決定された当初予算の範囲内で適正かつ効率的な人件費管理を行う。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度並びに毎年の人事院勧告を参考とし、対応する職種毎に給与水準を決定する。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給の実施及び勤勉手当の成績率の判定に当たっては、人事評価制度による評価結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。 (国家公務員の給与制度に準拠)
昇給	昇給日(毎年1月1日)前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ昇給号俸数を決定する。 具体的には、1年間良好な成績で勤務した者を、4号俸上位の号俸に昇給させることを基準として、勤務成績に応じ昇給号俸数を加減させることにより昇給号俸数を決定する。 ただし、平成21年度までは、これらの昇給号俸数を経過的に1号俸抑制させる。 (国家公務員の給与制度に準拠)
昇格・降格	昇格 : 特に勤務成績が優秀で、かつ大学が定める必要経年数を有している者は上位の職務の級に決定することが出来る。 (国家公務員の給与制度に準拠) 降格 : 勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することが出来る。 (国家公務員の給与制度に準拠)

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

- 国家公務員の給与制度を参考とし、以下の改正を行った。
- 平成20年4月から、学校教育法の一部改正に伴い、教育職給与表(三)に主幹教諭の特2級を追加した。
  - 平成20年4月から、管理職手当の支給対象範囲を管理又は監督の職位にある者に限定し、著しく負担のかかる管理的職務に従事する者について職務付加手当(上限10万円、管理職手当との併給禁止)を新設した。(平成19年10月から適用)
  - 平成20年10月から、勤務時間外に緊急手術、分娩の処置を行った教員に対して、2時間以上の緊急手術又は分娩の処置に限り、1件当たり20,000円の緊急手術手当を新設した。
  - オンコール手当額を宿直医の宿日直手当と同額の20,000円に引き上げた。(15,000円⇒20,000円)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 1,330	歳 44.4	千円 6,824	千円 4,936	千円 69	千円 1,888
事務・技術	人 318	歳 45.0	千円 5,739	千円 4,174	千円 76	千円 1,565
教育職種 (大学教員)	人 588	歳 47.9	千円 8,508	千円 6,112	千円 79	千円 2,396
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 268	歳 36.0	千円 4,783	千円 3,502	千円 42	千円 1,281
技能・労務職種	人 26	歳 50.2	千円 5,322	千円 3,878	千円 80	千円 1,444
教育職種 (附属高校教員)	人 25	歳 45.6	千円 7,499	千円 5,482	千円 52	千円 2,017
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 42	歳 40.5	千円 6,577	千円 4,849	千円 81	千円 1,728
医療職種 (病院医療技術職員)	人 63	歳 44.4	千円 5,778	千円 4,192	千円 58	千円 1,586

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	8	61.8	2,779	2,338	84	441
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	8	61.8	2,779	2,338	84	441
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	55	36.3	3,841	2,881	63	960
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	18	49.1	3,376	2,508	80	868
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
特定教育職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
特定看護職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	32	28.2	3,831	2,887	53	944

注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

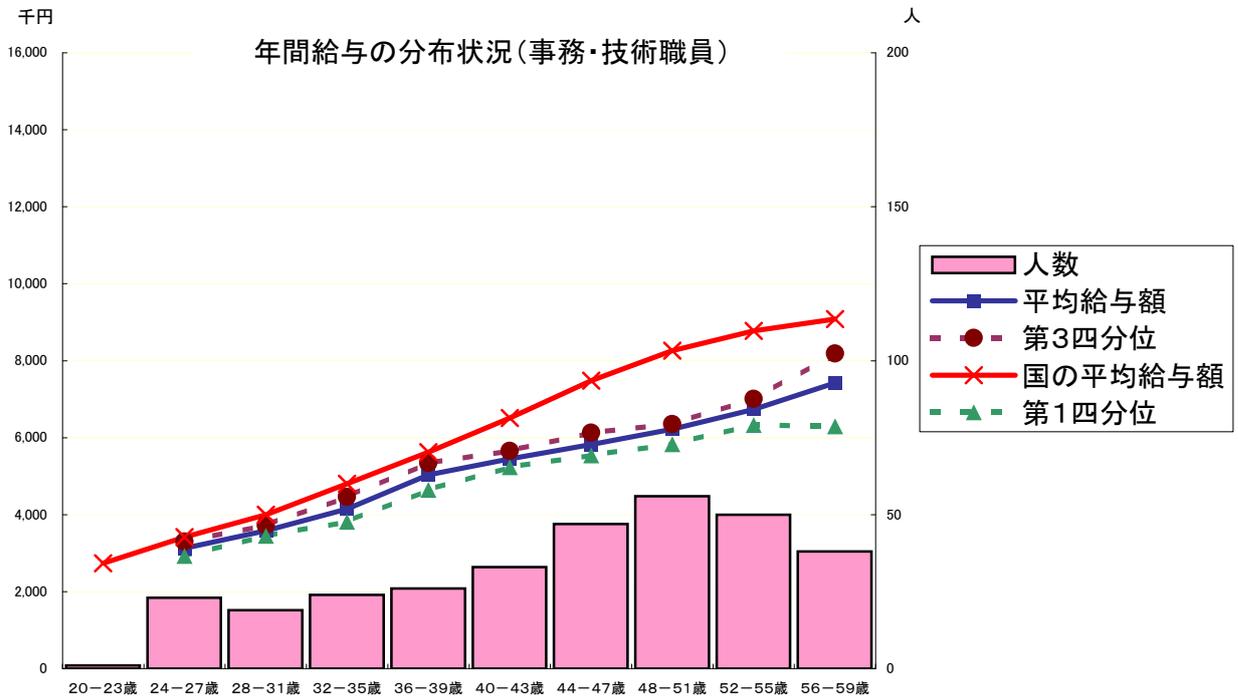
注2：「技能・労務職種」とは、調理師、自動車運転手、用務員等の技能・労務的業務に従事する職種を示す。

注3：「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注4：「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5：非常勤職員の教育職種(大学教員)、技能・労務職種、特定教育職員については、各々該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))  
〔在外職員, 任期付職員及び再任用職員を除く。以下, ⑤まで同じ。〕



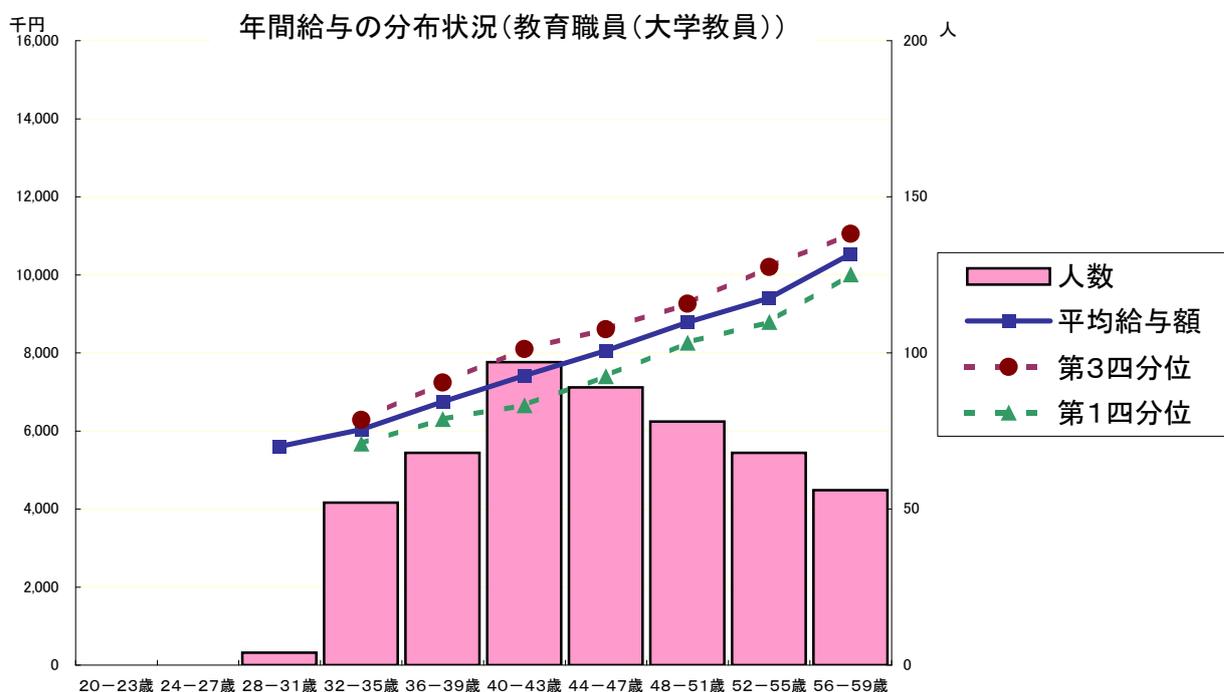
注1：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下，⑤まで同じ。

注2：年齢20～23歳の該当者は1人のため，当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから，年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位	
			第1分位		第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円	
代表的 職位	部長	6	58.2	9,445	9,752	10,360
	課長	22	53.5	7,459	7,976	8,360
	副課長	25	54.0	6,521	6,751	7,033
	係長	145	49.0	5,685	6,041	6,322
	主任	69	41.7	4,520	5,038	5,542
	係員	51	28.6	3,113	3,418	3,712

注：「課長」には課長相当職である「事務長」及び「主幹」，「副課長」には副課長相当職である「副事務長」，「専門職」及び「技術専門員」，「係長」には係長相当職である「技術専門職員」を含む。



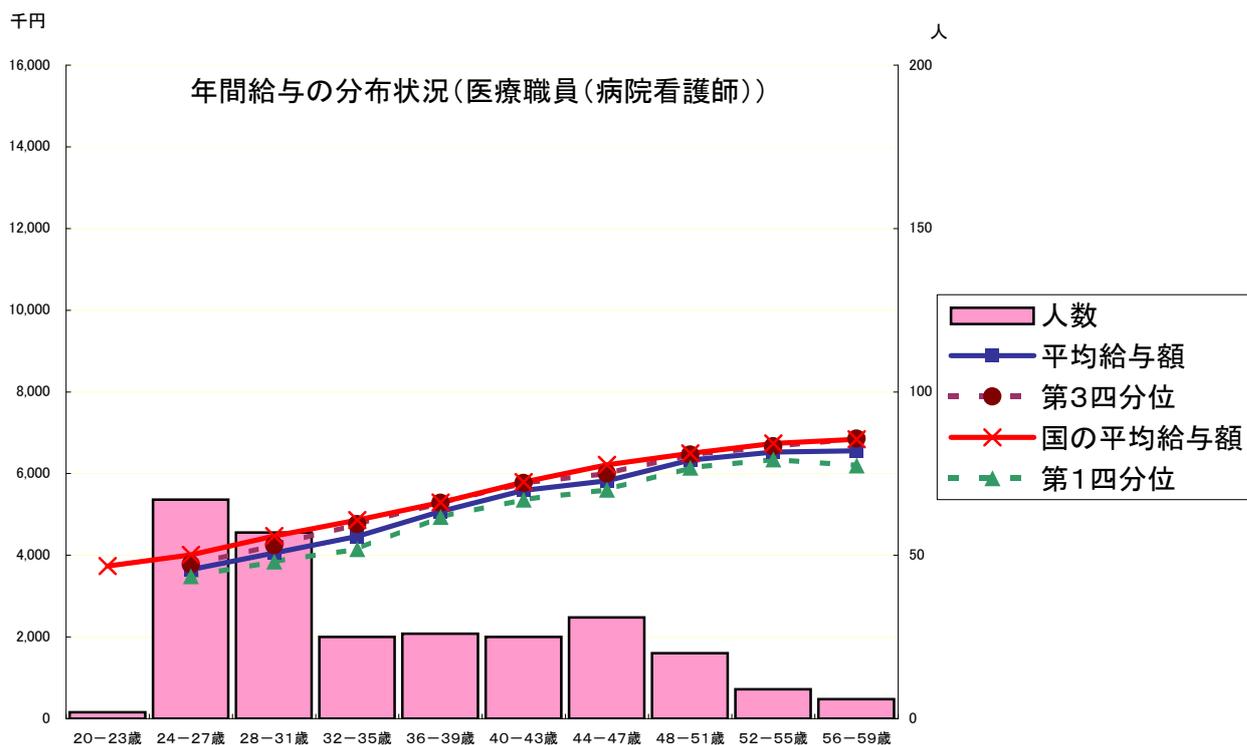
注1：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2：年齢28～31歳の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位	
			第1分位		第3分位	
		人	歳	千円	千円	千円
代表的 職位	教授	216	56.3	9,697	10,394	10,869
	准教授	197	45.4	7,595	8,053	8,587
	講師	46	42.7	6,482	7,256	7,984
	助教	119	39.1	5,982	6,386	6,695
	助手	3	47.5	—	6,594	—
	教務員	7	43.8	4,810	5,484	6,008

注：助手の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3分位は記載していない。



注：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2：年齢20～23歳の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ		人員	平均年齢	四分位		
				第1分位	第3分位	
		人	歳	千円	千円	千円
代表的 職位	看護部長	—	—	—	—	—
	副看護部長	3	52.2	—	6,986	—
	看護師長	20	46.9	5,844	6,250	6,516
	副看護師長	42	44.3	5,404	5,790	6,278
	看護師	203	32.9	3,725	4,342	5,004

注：副看護部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3分位は記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)  
／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	主任 一般職員	係長 主任	課長補佐 係長	課長 課長補佐
人員 (割合)	人 318	人 30 ( 9.4%)	人 33 ( 10.4%)	人 185 ( 58.2%)	人 38 ( 11.9%)	人 18 ( 5.7%)
年齢(最高 ～最低)		歳 32 ～ 22	歳 44 ～ 28	歳 60 ～ 35	歳 59 ～ 38	歳 59 ～ 39
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 2,744 ～ 1,995	千円 3,405 ～ 2,492	千円 5,273 ～ 3,027	千円 5,382 ～ 4,382	千円 6,346 ～ 4,781
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 3,639 ～ 2,725	千円 4,619 ～ 3,404	千円 7,180 ～ 4,189	千円 7,466 ～ 6,166	千円 8,431 ～ 6,775

区分	6級	7級	8級	9級
標準的な職位	課長	部長	局長 部長	局長
人員 (割合)	人 9 ( 2.8%)	人 4 ( 1.3%)	人 1 ( 0.3%)	人 該当者なし
年齢(最高 ～最低)	歳 59 ～ 50	歳 59 ～ 56	歳 ～	歳 ～
所定内給 与年額(最高 ～最低)	千円 6,890 ～ 5,887	千円 7,503 ～ 6,767	千円 ～	千円 ～
年間給与 額(最高～ 最低)	千円 9,181 ～ 8,047	千円 10,431 ～ 9,445	千円 ～	千円 ～

## (教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	人 588	人 7 ( 1.2%)	人 122 ( 20.7%)	人 47 ( 8.0%)	人 196 ( 33.3%)	人 216 ( 36.7%)
年齢(最高～最低)		歳 55 ～ 34	歳 52 ～ 30	歳 62 ～ 30	歳 60 ～ 32	歳 64 ～ 41
所定内給与年額(最高～最低)		千円 4,709 ～ 3,418	千円 5,625 ～ 3,854	千円 6,411 ～ 3,820	千円 7,224 ～ 4,278	千円 9,481 ～ 5,312
年間給与額(最高～最低)		千円 6,499 ～ 4,679	千円 7,492 ～ 5,236	千円 8,793 ～ 5,348	千円 9,888 ～ 5,868	千円 13,467 ～ 7,413

## (医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長
人員 (割合)	人 268	人 該当者なし	人 203 ( 75.7%)	人 43 ( 16.0%)	人 19 ( 7.1%)	人 3 ( 1.1%)
年齢(最高～最低)		歳 ～	歳 58 ～ 23	歳 56 ～ 30	歳 57 ～ 41	歳 57 ～ 46
所定内給与年額(最高～最低)		千円 ～	千円 4,602 ～ 2,337	千円 4,843 ～ 3,305	千円 4,973 ～ 4,057	千円 5,087 ～ 4,697
年間給与額(最高～最低)		千円 ～	千円 6,264 ～ 3,218	千円 6,725 ～ 4,495	千円 6,938 ～ 5,696	千円 7,157 ～ 6,699

区分	6級	7級
標準的な職位	看護部長	看護部長
人員 (割合)	人 該当者なし	人 該当者なし
年齢(最高～最低)	歳 ～	歳 ～
所定内給与年額(最高～最低)	千円 ～	千円 ～
年間給与額(最高～最低)	千円 ～	千円 ～

注：6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分 (期末相当)	% 63.6	% 66.4	% 65.0
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	% 36.4	% 33.6	% 35.0
	最高～最低	% 46.4～31.2	% 42.5～29.2	% 42.7～31.0
一般職員	一律支給分 (期末相当)	% 65.7	% 68.6	% 67.2
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	% 34.3	% 31.4	% 32.8
	最高～最低	% 39.9～31.3	% 36.8～28.3	% 35.6～29.9

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分 (期末相当)	% 64.1	% 66.9	% 65.6
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	% 35.9	% 33.1	% 34.4
	最高～最低	% 46.5～32.8	% 42.7～29.8	% 44.5～31.3
一般職員	一律支給分 (期末相当)	% 65.6	% 68.5	% 67.1
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	% 34.4	% 31.5	% 32.9
	最高～最低	% 43.0～31.7	% 36.8～28.5	% 37.8～30.4

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員 (該当者なし)	一律支給分 (期末相当)	%	%	%
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	% ～	% ～	% ～
一般職員	一律支給分 (期末相当)	% 65.2	% 68.2	% 66.8
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	% 34.8	% 31.8	% 33.2
	最高～最低	% 37.2～31.4	% 36.8～28.9	% 35.6～30.2

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 80.4

対他の国立大学法人等(事務・技術職員) 94.2

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員)) 93.7

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三)) 93.5

対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師)) 96.9

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 80.4	
	参考	地域勘案 86.4
		学歴勘案 80.2
		地域・学歴勘案 86.2
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	—	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 39.7% (国からの財政支出額 12,144,020千円、 支出予算の総額 30,560,406千円:平成20年度予算)	
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は39.7%、対国家公務員の指数は80.4であり、また、累積欠損は無い。 以上のことから、給与は適切な水準と考えられる。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成20年度決算)	
講ずる措置	引き続き、国に準じた給与により、適正な給与水準を維持してまいりたい。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	93.5
	参考	地域勘案 93.8
		学歴勘案 92.5
	地域・学歴勘案	92.9
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	—	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 39.7% (国からの財政支出額 12,144,020千円、 支出予算の総額 30,560,406千円:平成20年度予算)	
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は39.7%, 対国家公務員の指数は93.5であり, また, 累積欠損は無い。 以上のことから, 給与は適切な水準と考えられる。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成20年度決算)	
講ずる措置	引き続き, 国に準じた給与により, 適正な給与水準を維持してまいりたい。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

91.7

(注)上記比較指標は, 法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に, 平成20年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお, 昨年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成20年度) 千円	前年度 (平成19年度) 千円	比較増△減 千円 (%)	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減 千円 (%)
給与, 報酬等支給総額 (A)	11,148,570	11,289,121	△ 140,551 (△ 1.2)	△ 265,768 (△ 2.3)
退職手当支給額 (B)	1,179,546	1,070,349	109,197 ( 10.2)	331,589 ( 39.1)
非常勤役職員等給与 (C)	2,383,262	1,854,288	528,974 ( 28.5)	929,760 ( 64.0)
福利厚生費 (D)	1,596,620	1,562,459	34,161 ( 2.2)	△ 15,888 (△ 1.0)
最広義人件費 (A+B+C+D)	16,307,998	15,776,217	531,781 ( 3.4)	979,693 ( 6.4)

注：「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、当法人の財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

#### 総人件費について参考となる事項

- ① 「給与, 報酬等支給総額」及び「最広義人件費」についての増減要因  
「給与, 報酬等支給総額」について、対前年度比 1.2ポイント減となっているが、これは平成18年4月に実施した給与構造改革による本給ベースのダウン及び平成22年1月までの昇給抑制と、退職者の増加並びに定年退職者の後任不補充が主な要因になったものである。  
また、「最広義人件費」については、対前年度比 3.4ポイント増となっているが、これは退職手当支給額の増額要因に併せて、医学部附属病院における7:1看護体制の整備に伴う非常勤職員の増員が主な増加要因になったものである。
- ② 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況  
中長期的観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策として、総人件費改革の実行計画を踏まえた人件費の削減を目指し、当法人の教育、研究及び地域・国際貢献活動等の目的に沿った組織の改編等を見据えた、総合的な人員計画及び定年退職者の後任不補充も視野に入れた人員管理のルールを策定し、効率的で実効性のある人件費削減に取り組んでいる。  
上記を踏まえ、総人件費削減必要額に対応した削減数を決定し、大学教員及び事務系職員の平成21年度までの部局別の人員削減計画を策定した。平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

#### 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
給与, 報酬等支給総額 (千円)	11,840,825	11,395,498	11,289,121	11,148,570
人件費削減率 (%)		△ 3.8	△ 4.7	△ 5.8
人件費削減率(補正值) (%)		△ 3.8	△ 5.4	△ 6.5

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年度の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与, 報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

### Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし